

総務文教消防委員会会議録（令和５年12月13日）

出席委員　大浦委員長　水橋副委員長　吉森委員　高川委員　青山委員　岩城委員　古沢委員

欠席委員　なし

説明のため出席した者　水野市長　柿沢副市長　上田教育長　石川総務部長
上田教育委員会事務局長　高森企画政策課長　松山DX推進課長　高倉総務課長　前野消防署長　長崎財政課長　地崎税務課長　横田会計管理者　椎名教育総務課長　丸山生涯学習・スポーツ課長　牧田子ども課長
職務のため出席した事務局職員　落合局長　当銘主任

午前10時00分開会

大浦委員長　ただいまから、令和５年12月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

水橋真治委員、青山幸生委員にお願いいたします。

日程第２、付託案件の議案審査に入ります。

議案第58号、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号の９議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第58号　令和５年度滑川市一般会計補正予算（第５号）、議案第79号　令和５年度滑川市一般会計補正予算（第６号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事項はありますか。

石川総務部長　ございません。

大浦委員長　これより、議案第58号、議案第79号について質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

青山委員 おはようございます。

すみません、私いつも、こっちも開かずに、最近では概要書を見てやっていますので、概要書でいきたいと思います。

10款の2項の1目、小学校管理費とその下の3項1目、中学校管理費の例の網戸の更新なんですけれども、趣旨も分かりますし、感染症対策でこれから夏でも冬でも使える網戸を入れるということでいいんですけども、一般質問の答弁を聞いたら、全体のまず網戸の量を把握されていないということで、あれから1日ちょっとありましたけれども、現状はどうなっているかお聞かせください。

椎名教育総務課長 おはようございます。

まず、網戸の全体の枚数につきましては、今調査中でございます。申し訳ございません。

それで、この補正をお願いしたところなんですけど、各学校からの聞き取りで、それぞれの学校の、これまでつけた物にプラスして必要なところという形で出してもらっております。

希望する教室、廊下等の調査を行いまして、それぞれの教室、廊下等につけてほしいという希望で、何枚程度必要かということは今確認して補正のほうを上げさせていただいたところですが、全体の窓の数というところは今調査中でございます。申し訳ございません。

青山委員 そうしましたら、時間がないというのはしょうがないですけども、また調査は続けていただいて。

今回国庫補助金が入ってきたので整備できているということだと思んですけども、今後こういった話が出てきたときに、またその追加で網戸を入れていくということでもいいんですかね。

椎名教育総務課長 今のところ、網戸をまだこれでも足りないというところが3校ほど聞いております。ほかのところは、教室の中、全部はしていないんですけど、取りあえずは、網戸のほうは今度の希望のところにつけてもらえたらというような話でありますので、この後また希望があれば、こちらのほうで検討させていただきたいと考えているところです。

青山委員 希望で残り3校ほどだという話で、本来なら、例えば要らない、私は今全部のまず個数を聞きましたけれども、実際問題その中で、ふだん使われていないよ

うな、いわゆる特別教室だとかというところには無理して、もちろん当然つけていく必要はないと思っております。

ただしながら、昨今を考えると、風を通さなきゃどうしようもならないような時期とかというのがありますし、やっぱり換気ができる状態をつくっていくということは非常に重要だと思いますので、できる限り児童・生徒がいるようなところに対しては、ほぼ全部つけていっていただきたいなという思いがあるんですね。

その中でも、3校でというのは、今現在が足りないと言っているだけで、本当は予算があれば、ここにもあそこにもつけたいということなんですよね。

椎名教育総務課長 まず、網戸をつけたいというところは、虫とかが入ってこない場所とか、それで風通しが必要な場所というところを選んでおります。

先ほど議員ご指摘のとおり、使っていない部屋とか、そういうところは、変な話、倉庫みたいな形になっている場所を選んではおきませんので、そういうところを外して今希望を取っているところでございます。

青山委員 そしたら、順次それは進めていただいて。

すみません、実は3つほど、この後お願いしたいなと思ひまして。

2つ目が、今度、2款の1項6目、文化会館建設基金積立金で578万7,000円ということで、ちょっと何か、まず金額自体にこれだけの端数がついているのはなぜなのかというのをお聞かせください。

水野市長 この文化会館建設基金は寄附金578万7,000円。端数つきで寄附された方は、そのうち1件、匿名でいらっしゃいますので、その方を合わせて、3件分でこの額になりました。

青山委員 説明では、大江鐵工さんが大きかったと。大江鐵工さんが一番金額が大きくて、幾らとかがあったんですか。それは言えないということなんですかね。

水野市長 この中でですか。

青山委員 ええ。言えない感じなんですね。

水野市長 はい。今、この場では。

青山委員 そしたら、続けていきますけども、残高見込み。これ、何を言いたいかというと、結局、要は文化会館なので、基本的には、最終的にホールのためでということ、今でも変わらないのかちょっとお聞かせください。

水野市長 文化会館建設基金積立金は、そのホールのために積立てという形でずっと

積み立ててきていますので、それで活用するための基金だと認識しています。

青山委員 ご存じのとおり、メリカの時きでも、最初10億で予算を通した後に、プラスで補正で2億6,000万追加で、あれはたしか6月議会か何かで補正が出てきて、それはもう通さざるを得ないと、当初で出ているのでというので通してきたと。

今、原料高、どこが天井なのか分からないんですけれども、上がり続けていて、正直なところ、幾らを設定に持っていけば、分からないような状況になっているんですけど、市長の今のところは、どこまでとまず思っていच्छるのか。

水野市長 昨今の資材高騰、人件費等も高騰している中で、今後人件費が下がるということはまずないと思いますし、これから資材、燃料も含めて、どれだけまだ上がっていくのか分からない中で、今これ、約12億円の基金の積立てですけど、正直、以前にすれば10億程度で、2億分は今高騰部分ですぐにでも消えていくような範囲かなと、そういう認識であります。

今後、建設時期等も、いろんな方々の意見を聞きながら、場所と規模によってその金額等も変わってきますし、その辺り、どういった形で、これが要るのか要らないのかという、まずそこも、いろんな市民の方の意見も聞きながらですけども、そこを踏まえた上で。

まだ規模感というのはないんですけど、造れるならばこれぐらいの規模でという意見もまた聞いていますので、その辺りも含めて、今後地道に毎年5,000万ずつ積み立てる。それを継続していくつもりであります。

青山委員 市長も議員時代に、一緒にいろんな文化会館を視察に行ったかと思っていまして。

結局、建物ってそんなにどこの自治体も変わらないと思うんですね、かかる金額ってほとんど。差が生まれるのって、どっちかといって、しかもコストが高いのはやっぱり椅子なんですよね。文化会館で観賞をするための椅子の物をどうするかでかなりの誤差が出てしまうということで、今後、これ、ためていても、5,000万ずつぐらい上積みしていくというので、いつかは、その最後のところなんかは、今のところ誰も見えていないですけども、実際問題その時間があるわけですから、今後は私、その椅子をどうコストをかけずにいい物になるかというのを徹底的に調べとる時間だと思っていますので、その辺はちょっとどうでしょうかね。

水野市長 ありがとうございます。

私、一緒にあそこ、飯山に見に行きましたよね。あれで、飯山の駅前にあるあのホールが、たしか30億ぐらいだったと思うんですけど、でも、個人的な意見ですよ。個人的な意見とすれば、文化ホールの椅子は、やはりそれなりの物にしなきゃ、観賞用に椅子はそれなりのほうがいいのかなと。これは個人的な意見ですけども、そうも思っていますし、その辺りも含めて、今後いろんな方々と対話をしていければなというふうに思っています。

青山委員 まだ先の話なので、そこはいいです。あと、あそこは某有名な建築士で、そんな無駄なことをせずにとのことだと思っておりますので。

もう一個、最後。今度は2款の1項10目、防災対策推進費の中の、なごみ苑、発電機ですね。今回は、これ1台でしたっけ。もう一回、詳細をお願いします。

高倉総務課長 今回整備するのは発電機でございまして、2か所の福祉避難所にそれぞれ1台ずつ整備するものであります。

青山委員 そうすると、今までこういった発電機、自治体も含めたりだとか、そういった福祉事業者とかに補助をつけて結構入れていたような気がするんですけど、今まで入れていた個数とかって数えていますか。

高倉総務課長 市内に福祉避難所が4か所ございまして、今回入れますなごみ苑と富山医療福祉専門学校のほかに、清寿荘とカモメ荘を含めて4か所になります。

この清寿荘とカモメ荘につきましては、平成24年度で整備済みでありまして、整備していなかった2か所について、今回寄附金を充てて整備するものであります。

青山委員 その4か所しかないわけですから、その4か所中の2か所に対して平成24年度に入れていて、割かし最近ですけれども、今現在その発電機、じゃすぐ動かせる状態になっていますでしょうか。

高倉総務課長 そこにつきましては、施設管理者のほうで管理していただいているというふうに認識しております。

青山委員 すみません、ちょっと現物を見ていないので分かりませんが、発電機に対しても、基本的に、今新しい物は、最近はそうでもないですけども、例えば引っ張るタイプのやつですよ、当然。引っ張るやつのタイプで、やっぱりチョークを引っ張っても、久々にやってみたら全くならんかったというのも結構多くて、私のところも、半日かかったときも。それだけで仕事で。

実際のときに、そんな半日かかったら駄目だと思うので、一回、4か所しかない

んだったら、確認できますか。

高倉総務課長 今の議員さんのご意見を踏まえまして、この後、その整備済みの2か所に確認をするよう伝えます。

青山委員 お願いします。

大浦委員長 ほか、ございますか。

古沢委員 今の関連ですけれども、過去に整備された物も含めて、発電機と一口に言っても、いわゆるピンからキリまでなので、どの程度の内容の物かというのは、これだけでは分からないんですけれども、容量の問題だとか、電気容量ね。それから、これは、いわゆる単相の電気だけですか。三相、動力電源は対応できていない発電機。要らないのかもしれないけど、動力電源が。

高倉総務課長 発電機は、一応こちらとすれば、10時間以上もつようなタイプを最低限の条件としておりまして、今回選定する物につきましては、大体13時間稼働、1回で稼働するというタイプのものございまして、今議員さんの言われた内容は、三相と……。

古沢委員 電気の出力だとか。普通の電気は単相100ボルトとか200ボルトなんです。もっとでかいやつは、作業用の電力が必要な物は三相ね、動力と言われるやつ。そういうものは、一緒にはなっていないタイプかな。

高倉総務課長 すみません、単相100ボルトの物でございまして、三相ではないです。

大浦委員長 よろしいですか。

古沢委員 動力電源は必要でないということになるのかもしれないけれど、ちょっと大きな電気設備だと動力電源が必要な物もあるので、そういったことも、この後ね。1台だけでしょう、配備されるのはね。

高倉総務課長 はい。

古沢委員 それで足りるのかなという気もないではないので、そういうことも含めて検討をお願いしたいと思います。

高倉総務課長 委員さんのご意見を踏まえまして、今後の検討材料にさせていただきます。

大浦委員長 ほか、ございますか。

水橋副委員長 2款1項3目の財政調整基金積立金についてお伺いしたいです。

大規模な災害が発生したり、大幅な税収減があったら取崩しを行うというふうに

なっているんですけども、本市の「滑川市健全な財政に関する条例」の解説を読むと、最後に、おおむね100分の18を超えるようにというふうになっています。ということは、最低限これだけ積み立てる必要があるよということが書かれているので、この最低限って、私ちょっと分からないので、幾らなのか。それはどういう、130億ぐらいの予算があるんですけど、それが幾らなのかということと、今後、議会でもいろいろ、市長さんが言われるように、上限なしという、そういう予算について、この後4つの項目ごとにいろんな施策が出てくるんでしょうけど、それ、税収減でもないし、災害発生でもないし、そういう場合に取り崩せないですよ。

だけど、これ、どんどん、どんどん大きくなっていくような気がするんですけども、そういう今後の見通しも含めて、これについてどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせください。

長崎財政課長 今ほどおっしゃられましたこの財政の健全化条例なんですけれども、標準財政規模の18%を下回らないというような表示になっているかと思えますけれども、滑川市の標準財政規模は、大体年間、年によってばらつきはありますけれども、約80億円となっております。80億ですね。これの18%くらいですので、14億から15億程度の財政調整基金の残高を常に有しているというふうになっております。

こちらのほうは、財政調整基金は、今ほどおっしゃられましたように、災害とそういった有事の際にもすぐ活用できるようにということで、常にそれ以上の基金残高を有するように心がけているところでございます。

水橋副委員長 14億から15億ということは、今の説明の中では、この資料の中では年度末残高見込みが23億になっているんですけども、ということは、その差額の部分というのは、今後、何かひょっとしたら使う予定というのはあるんですか、その目的以外で。

長崎財政課長 財政調整基金は、そもそもの考え方として、年度間の均衡を保つために、一般の家庭でいうところの貯金でございますので、その年度年度で必要に応じて取り崩すこととしております。

今年度、令和5年度につきましても、5億8,000万円を取り崩したかと思いたすので、その年度の必要に応じて取り崩す。そして、余剰の財源があれば積み増しを行うというような形で行っております。

水橋副委員長 分かりました。また、有効に活用できればいいなと思います。

ありがとうございます。

大浦委員長 ほかにございますか。

岩城委員 企画調整費の、58－15のところで、一番上のふるさと納税推進事業費、追加予算ということで、寄附件数の増によるということで書いてあるんですが、これは何件程度増になったのか、その中で事務委託費はどの程度あるのかというところをちょっとお聞かせください。

高森企画政策課長 寄附件数につきましては、今手元の資料ではございますが、11月末現在で、今年度が3,442件。昨年は1,392件ですので、11月末で比較すると、倍ほどの件数となっております。

寄附金額に落とし込みますと、これがさらに大きな倍率になっておりまして、要因として、ふるさと納税、国のほうの制度改革がございまして、その際に、9月にちょっと駆け込みで寄附が多く入ったという、そういった要因もありますので。

金額で申しますと、11月末現在で今年度が6,300万円程度、昨年度が1,800万円程度なので、3倍強の伸びとなっております。

事務の委託費や役務費をプラスして、今のその返礼品の購入費用だとか、手数料だとか、いわゆる2分の1を超えないこととなっておりますので、今、今年度の目標の寄附金額が昨年度のおよそ倍を見込んでおりまして、1億2,000万円を寄附の目標としております。

その2分の1となりますので、6,000万円程度を今、委託料や手数料等の支払い、役務費と見込んで予算計上しております。

岩城委員 そしたら、今年は、目標は何件、目標ちゃおかしいけど、何件のつもりで当初予算で見ておられた。

高森企画政策課長 寄附の単価もちょっと上がっているんで、件数的にそのままというわけではございませんが、昨年度は年度最終で3,700件程度ありましたが、これもおよそ倍を見込んでおりますので、7,500件程度を件数としては見込んでいるところでございます。

岩城委員 見込みを達成できますか。

高森企画政策課長 今のこの4月から11月までをならして見ておりますと、2倍から3倍程度の伸び率といいますか、となっております。

昨年も12月に駆け込みという形で、これは滑川市に限った話じゃないですけど

も、全国的に12月が一番寄附件数が多いことを加味しましても、目標として1億から1億2,000万というのは現実的な目標なのかなと考えております。

岩城委員 了解しました。

大浦委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

青山委員 そしたら、このふるさと納税推進事業費の年度当初を見ていましたら、納税専用のサイトの追加で、拡大で予算をつけたと思うんですけども、その影響はどれだけあったかとかというのは分かるんですか。要は、そのサイト、追加されたサイトの件数とか、分かりますか。

高森企画政策課長 申し訳ありません、手元にそのサイトごとの、どれだけの件数が入ったかという資料は今準備してきておりませんで、ちょっと即答はしかねるんですが、一般的にやはりポータルサイトが増えますと、今までそのサイトを利用していた寄附者の方たちに対しての周知が図られますので、寄附の件数は、過去のこのサイトを追加したときの状況と同じで、伸びていることは事実でございます。

青山委員 今年度から「さとふる」が入ってという話でしたね。ということは、今口頭で聞いたんですけれども、実際ちょっと、最後はどこかというとあれ、すぐというわけじゃなくて、12月末までですから、そのものが出たら、今年度予算づけして、新たにこれが、この金額の拡大で入っているわけですから、精査したものを一回ペーパーで出してもらうことは可能ですかね。要は、このサイトに対しては何件、このサイトに対しては何件というので、費用対効果は分かるわけじゃないですか。

高森企画政策課長 ポータルサイトごとの件数も集計しておりますので、年内でどのくらいの件数が入っているかということは、一度取りまとめまして、またご報告させていただきますと思います。

大浦委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

水橋副委員長 追加のほうの、3款2項2目の児童育成費のほうです。

説明では、児童福祉施設への支援ということで、地域の保育園13園に補助というふうにお聞きしました。

これ、一律に、均等に割って13園に渡されるのか、それとも何か園児数とか、そういう園児の数で割って渡されるのか、どちらですか。

牧田子ども課長 この積算につきましては、まず幼稚園と、その他私立保育園と認定こども園の2つに分かれます。単価のほうは、幼稚園は520円、その他私立保育所等につきましては、1,500円という単価に10月1日現在の在籍児童数を掛けて算出しております。

水橋副委員長 分かりました。園児数ということで、了解です。

吉森委員 1款と、あと人事補正の件なんですけど、これ、人事院勧告なので0.1か月分プラスということなんですけど、民間のほうも上がっているから、こういうふうには人事院勧告が出ているという形でよろしいんですか。

高倉総務課長 人勧の制度は民間の企業の平均額を参考としますので、その考えで大丈夫です。

吉森委員 ボーナスのほうは分からないんですけど、年収としては、私、ここ18か月、19か月かな、連続ぐらいで民間が減っているという認識をしているんですけど、それは違っていますか。

高倉総務課長 人勧が、民間に対してアンケートを取った結果では、今回の補足説明でも触れさせていただきましたが、1.02%月給としては増えているということで、公務員の給与もその率で上げるという勧告でありました。

吉森委員 分かりました。上がっているということで、いいんですね。そういうふうには皆さんに言うというのは大事なところです。

ただ、全国その他市町村を見ていると、議員の部分と特別職の部分は反対されている市町村がちょっとありまして、そういった部分でやっぱりどうなのかなという部分を聞いたかったので。まあ、分かりました。

高倉総務課長 確かに全国の自治体を見ますと、特別職等について一般職と差をつけている自治体も見受けられますが、滑川市のほうでは、これまでも一般職との均衡を図るということで、特別職も同じ率を、同じ率といいますか、期末手当なんですけど、同じ支給月数を採用しております。

ただ、特別職、議員さんも含めてなんですが、それは個々の判断になりますので、何も一般職と均衡を図る必要がないという判断がされるのであれば、そういうふうな対応を取られている。全国の自治体で見受けられるというのは、そういうことになります。

吉森委員 分かりました。

大浦委員長 よろしいですか。

ほか、ございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第64号 滑川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてから、順次、説明を求めます。

高倉総務課長 それでは、議案集64－1ページをお願いいたします。

議案第64号 滑川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてになります。

議案資料集のほうで説明させていただきますので、資料集の1ページをお願いいたします。

まず、制定の理由につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、公務に有用な専門的知識経験等を有する者を任期を定めて採用し、給与を支給することができるよう条例を制定するものであります。

次に、制定の内容につきましては、第1条で条例の趣旨を規定します。第2条から第4条で採用の基準を規定しておりまして、アの専門的な知識による採用は第2条、イの業務量との関連による採用は第3条、ウの短時間勤務による採用は第4条としております。また、第7条で給与に関する特例につきまして規定しており、高度な専門的な知識により採用された職員の給与については、別途給料表を定めるということにしております。

施行期日につきましては、令和6年4月1日であります。

以上です。

それでは、議案集の67－1ページをお願いします。

議案第67号 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてになります。

こちらも議案資料集のほうで説明させていただきますので、資料集の6ページをお願いいたします。

まず、改正理由につきましてですが、本年8月に人事院及び10月に富山県人事委員会におきまして、今年度の我々のような一般職を対象とした職員の給与に関し、公民較差等に基づく給与水準の改定の勧告がなされました。これらを踏まえ、公務

員制度の適正な運用を図るため、市はこれまでも人事院や県人事委員会の勧告に準拠した取扱いを基本としていることから、一般職の給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給月数の改定など、所要の改正を行うこととしております。

先ほども申しましたが、特別職につきましても、一般職との均衡を図るため、期末手当の支給月数を引き上げる所要の改正を行うものであります。

次に、主な改正内容なんですが、期末手当を0.1月引き上げるものでありまして、それによって年間合計で3.3月から3.4月になります。12月で調整しますが、来年度分の6月と12月は、それぞれの支給月数を均等にして支給することとなります。

次に、3の施行期日ですが、令和5年度の特別給である期末手当につきましては、12月1日が基準日なものですから、遡及して適用することになります。令和6年度の期末手当の支給月数は、令和6年4月1日の施行となります。

なお、7ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、行ったり来たりになって恐縮なんですが、議案集の68－1ページをお願いいたします。

議案第68号 滑川市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてになります。

こちらにつきましても、議案資料集で説明いたしますので、資料集の8ページをお願いいたします。

まず、改正理由ですが、本条例の改正理由につきましても、先ほどの議案第67号の特別職の場合と同様でありまして、市はこれまでも人事院及び県人事委員会の勧告に準拠した取扱いを基本としていることから、一般職の給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給月数の改定など、所要の改正を行うこととしております。

あわせまして、平成29年4月から実施しておりました、市内在住の賃貸住宅入居者に限定しておりました住居手当の支給要件、国及び他自治体と同様に市外在住者にも支給するための所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正内容ですが、大きく4点ございます。1つ目は、一般職の給与表を平均1.02%引き上げるものでございます。2つ目は、期末・勤勉手当を合計で0.1月引き上げるものでありまして、それによって年間合計で4.4月から4.5月となります。期末、勤勉共に12月で調整しますが、来年度は6月分と12月分をそれぞれ支給月数を均等にして支給することになります。なお、再任用職員は0.05月引き上げ、

年間合計で2.3月から2.35月となります。3つ目は、住居手当の支給要件につきまして、他自治体と同様に市外の賃貸住宅入居者にも拡充し、人材の確保を図ってまいりたいと考えております。月額2万8,000円を上限に支給する改正となります。4つ目は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴いまして、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称を今回から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と名称を変えるものでございます。

次に、3の施行期日ですが、令和5年度の月例給、給料につきましては、今年度で改定のため、4月1日まで遡及して適用することになります。同じく令和5年度の期末・勤勉手当につきましては、12月1日が基準日なものですから、こちらのほうも遡及して適用することになります。

次に、令和6年度の期末・勤勉手当の新たな支給月数と住居手当、これに関しましては令和6年4月1日からの施行となり、他の改正につきましては、公布の日からとなります。

なお、10ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集69－1ページをお願いいたします。

議案第69号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例並びに滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてになります。

こちらにつきましても議案資料集のほうで説明いたしますので、資料集17ページをお願いいたします。

まず、改正の理由につきましてですが、こちらの条例の改正の理由につきましても、先ほどの議案第67号の特別職、議案第68号の一般職と同様でありまして、市はこれまでも人事院等の勧告に準拠した取扱いを基本としていることから、一般職の給料表の改定及び期末手当の支給月数の改定など、主要の改正を行うこととしております。フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員につきましても、一般職との均衡を図るため、それらに準じた所要の改正を行うものであります。

次に、主な改正の内容ですが、1つ目は、期末手当を0.05月引き上げるものでありまして、それによって年間合計で2.4月から2.45月となります。12月で調整することにしてありますが、来年度は6月分と12月分をそれぞれ、これまでと同様、支給月数を均等にして支給することになります。2つ目は、人勧等のほうで一般職が年

度途中で給与改定されても、これまでの会計年度任用職員は翌年度から適用としておりましたが、その規定を削除して、一般職同様、年度当初に遡及して適用する改正を行うものであります。

次に、施行期日ですが、令和5年度の月例給と報酬に関しましては、本年度の改定のため、4月1日に遡及して適用することになります。同じく令和5年度の期末手当につきましては、12月1日が基準日なものですから、これも遡及し適用することになります。令和6年度の期末手当の新たな支給月数は、令和6年4月1日の施行となります。

なお、18ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

私からは以上になります。

丸山生涯学習・スポーツ課長 それでは、議案集の76－1ページをお願いいたします。

議案第76号 滑川市総合体育センターの指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するものでございます。

管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、滑川市総合体育センター、滑川市柳原238番地でございます。指定管理者につきましては、公益財団法人滑川市体育協会。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

続きまして、77－1ページをお願いいたします。

議案第77号 滑川市みのわテニス村の指定管理者の指定についてでございます。

管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、滑川市蓑輪28番地でございます。指定管理者につきましては、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

続きまして、議案集の78－1ページをお願いいたします。

議案第78号 滑川市スポーツ・健康の森公園の指定管理者の指定についてでございます。

管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、滑川市スポーツ・健康の森公園、滑川市柳原41番地1でございます。指定管理者につきましては、公益財団法人滑川市体育協会。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上でございます。

大浦委員長 それでは、これより、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第78号について質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

青山委員 そうしましたら、議案第68号、いろいろちょっと話も聞きながら。住宅手当の支給要件の見直しということで今回入っております、ほかのものは基本的には人事院の勧告について給料を上げるというところ以外に、今回、住居手当の支給の要件の見直しが入っているということで、まず一旦その最初の趣旨から、もう一度説明してもらえればと思います。

高倉総務課長 それでは、今回、改正に至った目的等を説明させていただきます。

まず、近年の人手不足の状況に関しましては、我々公務の部門も例外ではありません。公務員志望者の獲得競争が自治体間で実質発生しているものというふうに認識しております。

我々とすれば、一定の受験者を確保するために、試験内容の見直し、今回の代表質問のほうでも答弁させていただきましたが、社会人卒の教養試験の廃止など、いろいろ見直しは図っておりますが、今回のような処遇面での改善、これも必要でなかろうかということで、住宅手当を他自治体と同じ条件とし、処遇面で差が生じないように見直すものであります。

他自治体のほうでは初任給の見直しだとかいろいろ充実を図っております、我々とすれば、多くの受験者の中から優秀な人材の確保を進めるためにも、何とかほかの自治体と同じ条件、同じ処遇面で獲得に努めていきたいというふうな目的で今回の改正に至ったものであります。

青山委員 趣旨はよく理解できました。

そしたら、これを変えたことによって、条例を可決した後、当滑川市の職員に対して、何人で幾らぐらいの予算規模になってくるというような試算、お願いします。

高倉総務課長 今回の改正によりまして、対象となる職員数につきましては12人、影響額につきましては400万円と試算しております。

青山委員 これは今現在の影響額ということで、来年度これをもってして、他市とはまずここはご一緒になるだろうということを言いつつ、この趣旨の、先ほどの、元に戻れば、やはり優秀な人材を入れたいというところが観点なんだろうと思ってお

りまして、じゃ、今これは、この条例は条例で分かったんですけども、うちの市で何かほかの市と違って、ここをPRできるとかってあるんですか。

高倉総務課長 私が答弁できるとすれば人事面に関してだけでございまして、先ほども申しましたように、他自治体のほうでは特色を出そうということで、初任給をほかの自治体よりも差をつけて、高くして人材確保に努めていくということを取り組んでいる自治体もおられますが、一方で、地方公務員法では均衡の原則というのがございまして、あまり突出した制度を運用してはいけませんよというふうなルールもございまして、今後、まず処遇面でほかの自治体と横並びにした後、また内部の組織のほうでも検討して、なるべく人事面で特色を出して、多くの人材を確保していきたいというふうに考えております。

青山委員 今ほどの法律があつてということで、もちろん公務員なので仕方がないなというところがあります。民間であれば、昨年度の源泉徴収票を出してくれと言って、それを上回る金額を積むからと言えば、話は早いんです、ね。

かといって、でも実際は、今、民間もそうですし、多分公務員も一緒だと思うんですけども、やっぱりやりがいを見つけていただかないと、その方は長続きしないんですよね。

今、条例改正とはまた話は少し違ってきますけども、やっぱり職員のモチベーションとかというのは、お金よりもというところを見いだしていただかないと、結局続かないと私は思っています、その辺の工夫を、ちょっと条例改正は別として、所管としてもやっていっていただきたいということで。

高倉総務課長 確かに言われるとおりでございまして、今総務課のほうでは、やはり処遇面もさることながら、人材育成の観点も組織として取り組む必要があるということで、新年度で人材育成に関する予算要求も考えておりますので、またその辺にも努めてまいりたいというふうに考えております。

青山委員 はい。

大浦委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

水橋副委員長 ちょっと同じような質問なんですけども、17ページの滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例並びに滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定という

ことで、正規の職員の方々は、ここに給料表も載ってはいるんですけども、恐らくこういう方々は、最低賃金のものにちょっと上乘せしてということで働いていらっしゃると思います。

いろんな施設に行くと、いろんなことを聞いて、ちょっと今本当にお話があったように、賃金以上のやりがいとか、私はこれが好きだから、これだけのものでも、これだけやるわよというのがあればいいと思うんですけども、なかなかそうは言うけど、やっぱりちょっとそういう部分での愚痴も聞くので、こうやって上げてもらうということはすごくありがたいことだとは思っています。

これ、上げることによって、いろんな職種の方がいて、その職種ごとにいろいろ決まっていると思うんですけども、どれぐらい増えそうな感じがしますか。

高倉総務課長 パートタイム並びにフルタイムの会計年度任用職員の詳細につきましては、議案集の58－36ページのほうをお願いできますでしょうか。

この中ほどに、イ、会計年度任用職員の状況が書いてございます。ちょっと説明しますと、職員数については補正前と補正後に変更はございませんが、給与費、報酬、職員手当のほうで1,314万7,000円増となったと。補正と補正前を比較しますと、これだけ増えた。共済費を落とし込んで、合計では今回の影響は1,258万3,000円ということで、会計年度任用職員についても、今回の人事院勧告とバランスを取った場合、これだけ伸びるということになります。

大浦委員長 よろしいですか。

水橋副委員長 はい。また、いろんな施設で働いていらっしゃるこういう立場の方に、いろんなお声がけをしてもらえばありがたいなと思います。よろしくお願いします。

大浦委員長 ほかにございますか。

古沢委員 今のと関連するんですけども、69号で言うところのフルタイム会計年度任用職員、それからパートタイム会計年度任用職員の、例えば12月1日付での人数、今課長に示していただいた58－36ページのところは、これは合算になっているんですね、251人。それぞれ何人ずつ分かるんですか、フルタイムとパートタイム。

高倉総務課長 すみません、内訳につきましては、ちょっと今手元にございませんで、後ほど報告させていただくというので、よろしいでしょうか。内訳です。

古沢委員 今ほどの質問もありましたが、個別にはいろいろ教えていただいた部分もあるんですけど、会計年度任用職員という考え方が出てきて、とても話がややこし

くなっているという、私の印象なんです。勉強不足だと言われりゃ、それまでなんですけど。

会計年度任用職員の中でも給料表はいろいろあるんだろうと思うんですが、違いますか。

高倉総務課長 会計年度任用職員につきましては、一般職の給料表を適用しております。格付が違うという扱いになります。職種によって格付が違ってくるということになります。

古沢委員 さっき質問の中にもあった10月1日からの。これはちょっと個別にもお聞きしたことはあるんですが、10月1日から最低賃金が40円だったかな、上がっていますよね。

それとの関係で、それ以前の、例えば時給、今度は上がって948円になったと思いますが、948円に上がる前の時給、最賃が上がった段階での時給、一番安い方という変だけれど、格付の低い人の時給で、これが、このあれでいくと、4月に遡及して、人勧に準拠して上げられるという考え方だと理解しているんですけども、それがどうなっていたのかということをやちょっと教えていただきたいんです。

高倉総務課長 どうなっていたかと言われますと。

古沢委員 例えば、10月1日以前の格付の一番低い人の時給は、これだけだった。10月1日以降、最賃が上がって、これだけになりました。4月に遡及して上がるとすると、これだけになりますという単純な話を教えていただきたいんですが。

高倉総務課長 まず、最賃を割るというような運用はしておりません。そこが基本になります。

それで、今委員がおっしゃいました、最低ランクの方が最賃前と最賃後でどうなったかということに関しまして、不正確なことは言えませんので、それも合わせて後ほど報告させていただきます。

古沢委員 お願いします。

それと、64号ですが、またややこしい話が出てきたなと思って。

任期付職員、これ、新たに制定されるんですよね。

高倉総務課長 ええ、そのつもりで条例を出しています。

古沢委員 来年4月1日からということなので、今の段階では言えないのかもしれませんが、本市において、この任期付職員、見ると、専門的知識とか、そういう規

定がありますね。来年４月以降、これに該当する、あるいは想定しておられる方というのはいらっしゃるんですか。

高倉総務課長 この条例の制定の目的にも関係すると思うんですが、保育士だとか保健師さん、これら専門職の方の育児休業。これが、結構若手職員が増えてきている関係で、育休を取得される職員が増えてきております。

ですので、その代替職員はこういうふうな制度を活用してやっている自治体もあるものですから、我々もそういったものを参考にして取り組んでいければという思いで制定させていただきました。

今後、DXだとか公民連携の分野でもこういった制度が活用できるというふうに全国の例もありますので、滑川市のほうでも見込まれることから、今回提案させていただいたということになります。

古沢委員 任期付ということは、例えば育休の代替ということになったりすると、１年なのかどうなのか分かりませんが、任期についてはどのように、それぞれに対応するという形になるんですか。

高倉総務課長 制度上はマックス５年なんですが、今ほど議員が言われたように、その必要な年度、必要な期間に限っての任期付というふうに考えております。

大浦委員長 よろしいですか。

古沢委員 実際上は来年４月からの施行時にいろいろ判断すると、こういうことになるんですね。

高倉総務課長 今まさに予算要求の時期なものですから、予算編成のときにその辺を詰めていきたいというふうに考えております。

大浦委員長 よろしいですか。

青山委員 じゃ、これ、すみません、私も制度、今初めてそんなことを、あ、なるほどなと思って聞いていたんですけど、県教委とかで、例えば穴が空いたときに入る臨時任用の職員いるわけじゃないですか。あれと同じような格好になるわけではないんですか。

高倉総務課長 多分生徒さんから見ればそういう感じに見受けられると思いますが、あくまでも任用形態といいますか、任用の方法が違うだけであって、実際には代替職員ということには変わりはないです。

大浦委員長 よろしいですか。

青山委員 はい。

古沢委員 議案集のところでは、64－3のところに号給も1号から書いてあるんですけど、どこに該当するかというのは、どうなるのでしょうか。

高倉総務課長 設定する際には、格付は決めます。

古沢委員 個別にということ。

高倉総務課長 はい、職種に応じて個別に設定することになります。

古沢委員 例えば最長5年だとするでしょう。そうすると、今年、来年、さらにその翌年ということになってくると、号給の見直しというか、常識的に言えば上がっていくというのがあれですけど、そういうような運用を考えているということでしょうか。

高倉総務課長 そうということになりまして、一般職と同様、年に1回昇給するものというふうなことで考えております。

大浦委員長 よろしいですか。

古沢委員 はい。

大浦委員長 68号についてなんですけども、先ほど、考え的には青山委員がおっしゃっていたこととすごく共感する部分があるんですけど、ただ、比べられたのは他の自治体なんですよね。これ、民間側の、企業の考えとして、この住居手当というものの考え方について、どう動いているか、調査されましたか。

高倉総務課長 まず、公務員の各手当の設定は、先ほどもちらっと触れましたが、均衡の原則という、地方公務員法で定まっている規定がございまして、これは何も横の自治体との均衡を図れというだけでなく、要は民間を含めた地元のバランスも配慮してというふうな規定でございまして、当然、住居手当は民間でも支給されているものという前提で今回改正するというものでございます。

大浦委員長 前提ということは、特に調査はされなかったんですか。

高倉総務課長 滑川市のほうは人事委員会を置いていないものですから、民間企業へ給料に関するアンケートを実施するというふうなノウハウを持っておりません。ですが、その代わりに、人事院だとか県の人事委員会勧告に準じて扱うということでこれまでも取り組んでおるものですから、そのような対応をさせていただきました。

大浦委員長 私も全部の手当について調べたわけではない、確かではないんですけども、この住居手当に関する民間側の動きというものは、もう廃止の流れになってい

る傾向が強いという結果が出ていたりしていたんです。日本全国で大体三十何%という数字も出てたりしたんですね。

ただ、民間側と行政側が違うのは、やはり民間側は何で、じゃ補っているかといえば、給与の見直しを図ったり、福利厚生の部分を見直したり、こういったことの考えもあるんです。だけど、給与面って行政ってなかなか動かせないこともあるし、福利厚生の部分があるんですけども、例えば、民間側も同じ問題があるんです。先ほども目的は人材確保と言われた。

だけど、税を預かっている行政は、他の自治体もやっているから、それなりの福利厚生がつくし、給料面も合わせるしということを、本当は安易にしていらっしゃらないと思っているんですよ。だけど、民間側は、同じように、じゃどこかの企業は人材確保がすごくうまくいっているからといって、それに合わせた給与にすること、福利厚生を合わせることはできないんです。

例えば、そういったいろんな条件を挙げるということが市民の皆さんの理解を得られるかという観点については、どうお考えですか。

高倉総務課長 今回の住居手当の改正につきまして、住民の理解を得られるかと言われますと、得られるという、そういった考えの下、改正といいますか、提案をさせていただいておりまして、その理由を人材不足であるという、先ほども述べましたが、危機的な状態であって、我々とすれば危機感を持って取り組んでいきたいというふうなことを説明しながら理解していただくということを考えております。

大浦委員長 私は、別に反対ではないんです。ただ、制度設計をする中で、どれだけ落とし込んで出されてきたかというのを聞いているわけで、例えば他の自治体を見たときに、簡単にこういった予算ってつけられないと思うんですよ。その場合に、その自治体がどうしてそうしたかは分からないですけど、年齢制限をつける自治体があるんです。だけど、今多分滑川市がこれを制定しても、年齢制限はないです。確認させてください。

高倉総務課長 住居手当の支給要件の中に、年齢はございません。

大浦委員長 どこだったか、分かりません。いろんなところをちょっと見ていたので分からないんですけど、新規採用職員を目的にこういったことを図るのであれば、例えば賃貸住宅に住む人たちは年齢って幾つなんだろうと考えた場合に、それなりの年齢だろうな。じゃ、40歳以上になったときにどうなんだろう。定年退職まで、仮

にこういった住居手当が支給されれば、それだけその人に対して税の運用を図って
いくわけですから、それはいかななものかなと思ったりするんです。

だとすれば、もし新規採用職員であったり、若手の中途採用職員を目的にこうい
った制度運用をされるのであれば、年齢制限も設けてもよかったんじゃないかなと
思いますけれども、見解をお聞かせください。

高倉総務課長 人材確保の観点から、年齢制限を設けるということまでは考えており
ませんでした。ですが、人材確保の観点以外の部分で今後そういった必要性があれ
ば、そのように対応させていただきます。

大浦委員長 分かりました。

今後、一回制定したからって、改正はできないことはないので、また考えていた
だけだと思います。

それと、議案の64号なんですけども、趣旨のほうでは、任期付職員の採用に関す
る法律を読ませていただいて、中身はその法律であったりとか、今私が調べた中だ
と、近隣では富山市さん、魚津市さんは制定されているんですが、黒部市さんはち
ょっと出ているものはないのかなというふうに思っているんですけども、全て文言
は一緒。ただ、この料金表が違うんです。他の自治体より金額が高いです。じゃ富山
市とか、魚津市は、例えば自治体の格差というのはそんなにないのかなと思うん
ですけど、財政規模は違ったりするんですけども。この料金表、上げられたのも、多分
人材確保の観点から、少しでも有利な条件をつけられたのかなと思うんですけど、
確認させてください。

高倉総務課長 この給料表につきましては、国のものを参考にしておりまして、決し
てほかの自治体よりも高めに設定したいという思いで設けたものではありませんで、
必ず根拠が必要だろうということで、国のものを参考にさせていただきました。

なお、参考までになんですが、黒部市さんは9月に制定されておりまして、県内
各市でこの条例を設けていないのは、高岡市さんと滑川市だけになります。今回こ
の条例が可決されれば、10市のうち9市がこの条例を持つことになります。

大浦委員長 だとしたら、黒部市さんは分からないですよ。ちょっと出てこなかった
ので、検索しても。

私は、射水市、魚津市、富山市、氷見市は調べたんです。みんな同じ給料表なんで
す。

滑川市だけが、金額が高い条件になるんですけども、これは、じゃ人材確保とは関係ないということなんですか。

高倉総務課長 一番最新の国のものを参考にさせてもらったものでありまして、制度自体は人材確保のためにもつながるんですけど、金額面に関して、人材確保を図るために上げたわけではなくて、一つ考えられるのは、恐らく他市が改正されていないだけだと思います。

勧告されて、その都度一般職の給与だとか特別職の給与について改定はされていますが、この一般職の任期付のほうまでは、改定までされていない。それだけでも人材は確保されているから改定の必要はないというふうな判断は推測できます。

大浦委員長 ありがとうございます。

あと、1号給から今6号給まであるんです。だけど、限られた財源の中で、いくらか何でも、任期付だとか、特殊な職務を全うするからといって、制限なくやるわけにはいかないというふうに思うんですね。

この各号給に対しても、例えば、ほとんどの自治体が1から6まで設定されているんですけども、じゃ本当に1から6までが必要なのか。4のほうには基準となる職務が書いてあるんですけども、じゃ6号給の方が本当にこの自治体として必要であって、その給与を払うことが、現実、特に必要となるケースがあるのかどうかについてお聞かせください。

高倉総務課長 まず、この給料表を適用する職員が必要かどうかにつきましてなんですが、現在のところ、想定はしておりません。あくまでも、先ほど言いましたように、保育士だとか保健師の専門職の育休代替職員をまずはターゲットにしていきたいということでの制定でありまして、もし専門的な知識を持った方が必要ということになれば、その時点で、他市、他団体等の情報を確認しながら適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

大浦委員長 ありがとうございます。

それで構わないんです。ただ、やっぱりなかなかこういった条例制定をする場合、他の市町村であったり、いろいろ調査されると思うので、この自治体のを落とし込んで条例の構築をしていただきたいという思いがあったので。

例えば氷見市のを見ていると、1号給から4号給までは設定していなかった。結局、多分それ以上の、例えば職員を希望しないとか、入れられないのかどうかは分

かりませんが、そういう考えがあって条例制定されたんだらうなと思うし、例えば金沢市へいくと、今度は7号給まであったり、設定されていて。

こういった条例も各行政側がその自治体に合わせた制定がなされている中で、どこかがやっているからこういったものを制定しようという考えじゃなくて、やっぱり自治体の皆様方に地域の特徴を捉えて考えていただきたいという、これは要望でありますので、また考えていただければと思います。答弁は求めませんので。

ほか、ございますか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案、議案第58号、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第58号、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号の9議案を一括して採決を行います。

議案第58号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 人件費関係全部

第1款 議会費

第2款 総務費（但し、市民課、生活環境課所管分を除く）

第3款 民生費（但し、子ども課所管分）

第7款 商工費（但し、財政課所管分）

第9款 消防費

第10款 教育費

第12款 諸支出金

第2表 債務負担行為補正 所管部分

議案第64号 滑川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

議案第67号 市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 滑川市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例並びに滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 滑川市総合体育センターの指定管理者の指定について

議案第77号 滑川市みのわテニス村の指定管理者の指定について

議案第78号 滑川市スポーツ・健康の森公園の指定管理者の指定について

議案第79号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費（但し、子ども課所管分）

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

大浦委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第58号、議案第64号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号の9議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前11時15分議決

大浦委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局から何かありましたら、お願いいたします。

丸山生涯学習・スポーツ課長 それでは、お手元に配付してある「「なめりかわ二十歳の式典」の開催時期について（案）」のほうをよろしくお願いいたします。

趣旨としましては、成人式の開催時期や在り方に関しましては、現在、法律上の決まりはなく、各自治体の判断で開催されているところでございます。

令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、当市においては、令和5年に「成人式」から「なめりかわ二十歳の式典」に名称変更し、対象者はこれまでどおり二十歳として実施しているところでございます。

なめりかわ二十歳の式典となったことで、成人の日に合わせて実施する必要がな

くなり、また1月は大雪等の影響も受けやすいことから、今回、開催時期についての変更を提案するものでございます。

2番、なめりかわ二十歳の式典の開催時期についてのスケジュール案でございますが、来年令和6年1月7日日曜日は従来どおりいって、令和7年の1月12日をなめりかわ二十歳の式典としまして実施いたしますが、令和8年は1月から5月3日の日曜日に変更しております。

これにつきましては、令和8年の5月3日、対象者全員が二十歳となっております。これが仮に令和7年の5月とかですと、まだちょっと4月に入ったばかりです。20歳未満の方が多いという判断から、令和8年5月から、開催時期の変更を提案するものでございます。

また、周知方法につきましては、市広報、ホームページにて行います。

県内の開催状況につきましては、記載のとおりでございます。

その他としまして、先月11月29日に開催されました総務文教消防委員会協議会で報告いたしましたが、再度、ちょっとメンバーが替わられましたので、報告いたします。

令和6年の式典の招待者につきましては、本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行したことから、以前のように、来賓の出席について検討したところ、式典対象者及びそのご家族を優先することとし、来賓者、招待者を制限して開催することといたしました。

つきましては、今後、市議会からは、正副議長、総務文教消防委員長の3名の方にご臨席いただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

大浦委員長 今ほどの報告について、質疑がある委員は挙手をお願いします。

古沢委員 時期についてはそういうことかなとは思いますが、1つ、令和8年の対象者が平成17年4月2日から平成18年4月2日になっているのは、か、何か意味があるがですか。

水野市長 間違いです。

古沢委員 あ、間違い。

丸山生涯学習・スポーツ課長 すみません、訂正のほうをします。

平成18年4月1日でございます。大変失礼しました。

大浦委員長 ほか、ないですか。

吉森委員 単純なこと。令和7年度の予算には、二十歳の式典の予算は上がらないということなんですか。

丸山生涯学習・スポーツ課長 ただ、一応予算上もしかしたら上がらないかもしれないんですが、成人のしおりとか、事前に準備するもので、スケジュール的に厳しいものにつきましては、令和7年度に上がるかもしれないです。そこら辺は、ちょっと印刷物の関係とかを確認して対応したいと考えております。

大浦委員長 よろしいですか。

吉森委員 はい。

大浦委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 委員のほうから、その他、ございましたら。

青山委員 2点ありまして、お願いでございます。

1点目が、情報技術調査特別委員会を持っていたんですけど、今期の12月、いわゆる折り返しの時期で特別委員会がなくなりました。これは議会側の問題なんですけれども。

とはいえ、これで、タブレット端末を今見られたとおり、入れまして、来年の3月から、いわゆる議会システムと並行してやっていきたいというふうな形になっておりまして、市長が考えられているDX化も、議会も一緒に進めていくという形で進めているんですけれども、お願いがありまして、当初予算は未定稿という形になるから、あと、予算書になるのであれなんですけれども、予算書もそうですし、あと、この、今日私が概要書、概要書だと言って、概要書でやっていた物で、今これ、A4で来ているんですけれども、やっぱりA3の物に替えていただいて。この概要書を、目的と、あと、個数とかがもう分かるものであれば記載してほしいんです。

なぜこんなことを言っているかという、タブレット端末で今後我々審査するときに、附属のペンを使って1回タップして、それを出して、色を選定するやつをタップして書かなきゃいけないという作業になるわけで、もうはっきり言って、多分ついていけない状況になろうかと思います。

ということは、結局、手で書かなきゃいけないんですけども、手で書くところの欄がやっぱり狭いと厳しいですし、先に分かるものであれば記載してほしいんです。

そのお願いがまず1点なんですけども、部長か誰かに聞けばいいですか。

石川総務部長 今青山委員が言われている概要書については、本来であれば議会運営委員会の資料として提出している物でありまして、当局自身、一切誰も持たないような状況でございます。

青山委員 あ、そうなんだ。

石川総務部長 それで説明されたので、ちょっと私も今、面食らっているところもあるんですけども、基本的には、議案集の中に書き込むべきもの、当初予算については、当初予算書に書いてある部分について記載していただくというのは前提かなという認識をしておりますので、ちょっと今の段階でその概要書を皆さんに配るということを想定していないのは事実でございます。

青山委員 そんなことを今、私、3期目で初めて知ったわけですけども、であれば逆に議案書のほうでいいので、備考欄にいっぱい書いてほしいんです。

ということで、じゃないと、我々、ついていけないような状況になってしまいます。そこがまずお願い、1点。

石川総務部長 議案書のほうにつきましては、当然DXになった場合に書くよう、未定稿があるとは言いながら、どこまで書けるかという……。

本来であれば当初予算の備考欄に書くものの代わりに未定稿をつくっていたというちょっと認識もございますので、それを同じものをまた備考欄に書いていくのかということは、ちょっと二度手間は、うちらは避けたいなという思いはあります。

青山委員 であるならば、逆に未定稿を趣旨として予算の説明をしていくような形を今後取っていただきたいなと実は思っています。

要は、混同することをやっぱり避けたいんです。混同する内容を、我々はやっぱりメモらなきゃいけないですし、審査はしっかりしなきゃいけないというのは当然なので、審査をできるだけしやすいようにといたらあれですけども、タブレット化になって、よかれと思ってやっているものが、よかれと思わない方向に行くと何の意味もなかったことになりますから、そこもちょっとお手伝いいただきたいというお願いなんです。

石川総務部長 当然、DXに伴いまして、多分、予算特別委員会等々でも未定稿を活用しながら質問を受けているケースが多いかなと思っています。そういったような形で、こういったふうな形の進め方をすればいいがかは、ちょっと議会事務局の

ほうとも協議させていただければと思います。

青山委員 よろしくをお願いします。

未定稿は、市長と一緒に京都に行ったときに視察して、市長がどうしても入れたいと言ってこの未定稿を作ったわけですから、これの充実をまたやっていただきたいというお願いが1点目。

2点目のお願いが実はありまして、2点目のお願いは、昨今ちょっと情報が議会よりも先に、今日メディアさんがいらっしゃるのであれですけれども、いろんなところから先に出てしまっているというのが最近続いておりまして、例を挙げますと、つい最近、某新聞で、空き家の対策でeスポーツの紙面が出ておりました。あれも、もともと、私もそのやっている事業所さん、仲よくさせてもらっているので異論は全然ないんですけれども、当初予算の未定稿を見ますと、あれ、サテライトオフィス事業なんですよ、お聞きしていたら。

その中で見ると、eスポーツって全く文言に書いていないんです。当時決まっていなかったからだという話だと思うんですね。

書いていないということは、意味、分かります、これ。我々は審査して決定する決定機関なわけなのに、3月議会で信頼関係を持ってこの予算を通してのにもかかわらず、信頼関係なく、ほかのメディアに出てしまって、え、これとなって、紙面で知って、はあ、これ何の予算だろうというのが我々の現状なんです。分かります、言っている意味。

そのレポートラインをやっぱりしっかりしていただかないと、信頼関係は崩れてしまうということをまず1点言っておきます。

もう一つのほうも、これまた例を言えば、ハサウェイさん、最近やった。あれ、急遽、11月の話だったということを聞いておりますので、それはそれで納得したと。通っている方たちを救済する部分でも、苦肉の策じゃないですけど、メリカにしたというところまでは、よく理解ができるんです。

ただしながら、管理者がSNSで、床を張っているシーンとかでも楽しみにしてくださいということを書かれて、先に僕らは、これ、何やっているんだろうと思って、知るわけです。何だろう、何だろうといって。情報、ハサウェイの話も静かに後ろのほうから聞こえてくるわけです。なるほど、そういうことなのかもしれないな、でも、何も言ってこないな、何も言ってこないなといって、ある日突然、紙面に出て

くるわけです。

レポートライン、おかしいんじゃないですか、議会軽視なんじゃないですかと言わなきゃいけないときが来ると思うので、やめてくださいということのお願いなんです。誰か、お願いします。

石川総務部長 業務等々については、当然議会で議決をいただきながら実行しているところでございます。変更点、修正したい点等々については報告させていただきながら実施していくことが当然の筋だろうと思っておりますので、こちら辺については徹底したいと思っております。

なお、もう一つ、後で言われた件につきましては、当然事前の調整とは言いながら、その調整部分での守秘義務的なものもしていくということも大事だと思っておりますので、そういったことがないように努めてまいりたいと思います。また、こちら辺についても周知徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

青山委員 ハサウェイさんに関しても、結局、予算は何か通していた記憶も残っていますし、予算を実行させておいて、可決を我々はしているわけですから、やっぱりレポートラインをしっかりしていただいて。そのために25日だとかも、おおよそですけど、25日、月に1回は委員会協議会開催できるようなことを議会のほうで申し合わせて、多分話し合って、何か議題が出たときにはその周辺で、ずれる日もありますけれども、開催しているという事実があるわけですから、ちょっとまた、言い方は悪いですけど、気を引き締めていただいて、お願いできればと思いますので。

水野市長 すみません、申し訳ないです。議会軽視と取られたならば、それは本当に申し訳ないと思います。

私も議会人の一人であった手前、当時、議会軽視じゃない、議会無視なことも結構ありましたけど、私はそこまでは考えていません。

もちろん議会と車の両輪だと思っていますし、それぞれベクトルは同じ方向を向いていると思いますので、そのベクトルに向かって、よりよい滑川市をつくっていくためにも、その辺のキャッチボールもしっかりして今後やっていきたい。

その辺は申し訳なく思っていますので、今後このようなことがないように、スムーズに進めていければなというふうに思っています。

以上です。

大浦委員長 よろしいですか。

柿沢副市長 今市長が言った方針でやる、青山委員が今言われたとおりの方向でやる、ぜひそういう方向でやるべきだなと。

あと、方法論なんですけど、今、25日に委員会協議会とかは設定していただいてやっておるわけなんですけど、なかなかやっぱりが合わないことがあるので、日が合わない場合は、委員長に相談して随時情報を入れさせていただくという方向でさせていただくということのほうがいいのか。なかなかちょっと委員会協議会を開いていただくということのも大変ということなので、その辺りちょっと、悩むことが結構ある。

青山委員 今、副市長から言われることもごもっともなんですけど、なぜこの25日になったかという趣旨はご存じですかね。

柿沢副市長 分からない。

青山委員 じゃ、そこから説明させていただきます。

25日近辺という言い方は、私はしていないんですけども、私が2期目のときに、やはり最近、いわゆる兼業の規定も改正されて、自治法が改正されているいろいろ担い手不足を減らすために、いわゆる兼業の規定を緩めたりして法律が改正されているわけですね。

そういった意味で、私もそうですけれども、片方で仕事をやっている方というのは、今のうちの会派もそうですけども、ほぼ全員になってきています。

ということは、もう今までの、それこそ市長はよくご存じですが、1週間ルールで今まで、昔だったらファクスがジ、ジ、ジと上がってきて、いや1週間ごとでばんばんに詰めておったがに、空けれんじゃという状態が、私、すごく続いたんです。これは少しやっぱり改善していったほしいと、先輩らに当時議会運営委員会にも諮っていただいていたお願いしたら、だったら25日近辺にしていこうということで決定したのが3年前ぐらいの時期だったんですね。

その後、こういったことの委員会協議会を開催させていただいて、もちろん私は遅刻、欠席をしておりませんので、全部参加させていただいていることを前提にお話しさせていただきますけど、その上で、じゃ逆に本当に臨時的にどうしても日が合わんがになれば、1週間はどうかともちょっと、あまりだと思うので、2週間ぐらいはもっていただかないと、やっぱりスケジュールの調整がつかみませんので。

もし、どうしてもという話になれば、喫緊で、1週間とかはちょっとやっぱり厳しいと思います、今のメンバーを見ていると。その辺は逆に申し伝えておきます。

大浦委員長 よろしいですか。

柿沢副市長 趣旨はよく理解できたので尊重したいというふうに思いますし、時間をあけて設定調整する。それは大事だなと思います。

臨時の、そうしたら、報告事項だけは情報として、みんなに集まっていただくということではなくて、委員長に相談して流させていただくということもあると。

大浦委員長 私は、この総務文教消防委員会の常任委員会の委員長としての発言ではないんですけど、今ほどの青山委員の説明に対しても、これ、今議会運営委員会の委員をしているので、当然議会運営委員会の中でも諮りながら、先ほど総務部長は事務局にとって言いましたけども、事務局とではなく、議会が議会運営委員会と調整してやっていければというふうに思います。

柿沢副市長 今、議会運営委員会の委員長……。

大浦委員長 違いますよ。

当然、議会側で何かしらの結論をまとめて出したいというふうに、私が言うのもあれですけど、一委員としてそう思っていますので、また青山委員も議会運営委員会に言っていただければと思います。

よろしいですか。

青山委員 はい。

大浦委員長 皆さん、ほかにありますか。

(特になし)

大浦委員長 それでは、以上で議事日程は全て終了いたしましたので、これにて令和5年12月定例会の総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時34分閉会